

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の概要

豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成18年豊橋市条例第22号。以下「豊橋市条例」という。）及び豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成18年豊田市条例第5号。以下「豊田市条例」という。）を、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号。以下「県条例」という。）と同等以上の効果を期待することができる条例として定めることに伴い、規定の整備を行う。

2 改正の内容

・第29条の改正

豊橋市条例の施行により、豊橋市の区域について、県条例第9条の規定を適用除外とする。

豊田市条例の施行により、豊田市の区域について、県条例の規定の全部を適用除外とする。

3 県条例の適用除外規定

県条例第27条で、この条例の規定と同等以上の効果を期待できる条例を市町村が制定した場合は、規則で定めるところにより当該県条例の規定についてはその市町村の区域には適用しないとしている。

4 適用除外項目

豊橋市条例について条文ごとに県条例と比較した結果、第9条の規定について同等以上の効果が期待できると認められるので、豊橋市の区域については県条例第9条の規定を適用除外とする。

豊田市条例について条文ごとに県条例と比較した結果、全ての規定について同等以上の効果が期待できると認められるので、豊田市の区域については県条例の規定の全部を適用除外とする。

5 施行期日

平成18年7月1日（ただし、豊田市条例に関する改正は、平成18年10月1日）

県条例

第二十七条 この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋市条例第六十八号)の項 略	
豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十八年豊橋市条例第二十二号)	第九条
瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)及び春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年春日井市条例第三十号)の項 略	
豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例(平成十八年豊田市条例第五号)	規定の全部
一色町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例(平成十三年一色町条例第二十号)の項 略	

旧

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 同上

同上	
同上	
豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十三年豊田市条例第三十三号)	第九条
同上	